



2025年5月30日

各位

会社名 住友林業株式会社
(コード番号 1911 東証プライム)
代表者名 代表取締役 社長 光吉 敏郎
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長 水野 隆
(TEL 03-3214-2270)

株式分割、定款の一部変更、配当予想の修正等に関するお知らせ

当社は、2025年5月30日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割、定款の一部変更、配当予想の修正、及び、株主還元の方針(配当方針)の修正を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割により当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2025年6月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、3株の割合をもって分割いたします。

② 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	206,173,968 株
株式分割により増加する株式数	412,347,936 株
株式分割後の発行済株式総数	618,521,904 株
株式分割後の発行可能株式総数	1,200,000,000 株

(注) 上表の発行済株式総数及び増加する株式数は2025年5月20日現在の発行済株式総数を基準として算出しており、それ以降の新株予約権の行使による発行済株式総数の増加は考慮しておりません。

(3) 株式分割の日程

基準日 公告日(予定)	2025年6月13日(金)
基準日	2025年6月30日(月)
効力発生日	2025年7月1日(火)

(4)その他

今回の株式分割に際して、当社の資本金の増加はありません。

2. 定款の一部変更について

(1)定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、取締役会決議により 2025 年 7 月 1 日をもって当社定款第 6 条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2)定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 6 条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は 4 億株とする。	第 6 条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>12 億株</u> とする。

(3)定款変更の日程

取締役会決議日	2025 年 5 月 30 日(金)
定款変更の効力発生日	2025 年 7 月 1 日(火)

3. 配当予想の修正について

今回の株式分割に伴い、2025 年 4 月 30 日付で公表いたしました 2025 年 12 月期の期末配当予想額を以下のとおり修正いたします。期末配当予想額は、実質的には 1 株当たり 50 銭の増加となります。

なお、今回の株式分割は、2025 年 7 月 1 日を効力発生日としているため、2025 年 6 月 30 日を基準日とする 2025 年 12 月期第 2 四半期末の中間配当については、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

	1 株当たり年間配当金		
	第 2 四半期末	期末	合計
前回発表予想 (2025 年 4 月 30 日)	91.00 円	91.00 円	182.00 円
今回修正予想 (株式分割前換算)	91.00 円 (—)	30.50 円 (91.50 円)	— (182.50 円)
前期実績 (2024 年 12 月期)	65.00 円	80.00 円	145.00 円

4. 株主還元の方針(配当方針)の修正について

今回の株式分割に伴い、2025年2月13日付で公表いたしました、2025年からの中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase2」(2025年12月期～2027年12月期)における株主還元の方針のうち、1株当たり年間配当金の下限を以下のとおり修正いたします。本修正は株式分割に伴う修正であり、1株当たりの年間配当金の下限に実質的な変更はありません。

修正前の年間配当金の下限(円)	修正後の年間配当金の下限(円)
150	50

5. その他

(1) 新株予約権(ストックオプション)の目的たる株式の数の調整について

今回の株式分割に伴い、住友林業株式会社平成27年度新株予約権(株式報酬型)、住友林業株式会社平成28年度新株予約権(株式報酬型)、及び住友林業株式会社平成29年度新株予約権(株式報酬型)につき、その新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)を、2025年7月1日付で以下のとおり調整いたします。なお、今回の株式分割において、新株予約権の行使価額の調整はありません。

調整前付与株式数(株)	調整後付与株式数(株)
100	300

(2) 業績連動型譲渡制限付株式の総数上限の調整について

今回の株式分割に伴い、2022年3月29日開催の第82期定時株主総会で決議された、当社取締役(社外取締役を除く。)(以下「対象取締役」といいます。)に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度について、各事業年度において当社の対象取締役に対して割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数の上限を、2025年7月1日付で以下のとおり調整いたします。

調整前の総数の上限(株)	調整後の総数の上限(株)
100,000	300,000

以上